

見守り 新鮮情報

ダイジェスト版
2号

自宅に男が「近くに介護用品の店を新しく開くので話を聞いて」と訪ねてきた。外に出ると近所の人も集まり、ふきんなどをもらった。さらに「別の場所へ行けばもっとよいものを渡す」と、1キロ先の民家に車で連れて行かれた。

戸が閉められ営業員数人が後ろに並び、帰れない**雰囲気**になった。

景品を貰った後、湯治で有名な温泉の話が始まった。「その湯の花と同じ成分が入った**温熱器**を使えば、足腰の痛みが取れる」と繰り返し説明され、**23万円**もする温熱器を契約してしまった。



「新規開店」「景品」につられ 温熱器を買わされた

ひとこと助言

冷静に
判断してね

- 「新規開店の宣伝」を口実に声をかけ、「タダでものをあげる」と車で遠くの会場に連れて行き、いろいろなものを配ります。得した気分させ、周りの雰囲気に巻き込むようにし、最後に高額な商品を買わせる商法です。
- 「格安」「無料配布」で誘われても、安易に会場に行かないことです。
- クーリング・オフできるケースもありますので、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。



見守るくん



消費生活 みみより情報

No.6
平成22年7月
発行／市消費生活相談所
編集／市役所市民生活課
広報市民相談室
電話 22-1111 内線 306

この情報紙は、地方消費者行政活性化事業を活用して発行しています。

「貸金業法」が大きく変わります！

- 「貸金業法」とは、消費者金融などの貸金業者に関する規制等を定めた法律です。
- 貸金業法は、多重債務問題の解決を図ること等を目的に、平成18年に改正法が成立し、段階的施行を経て、平成22年6月18日から完全施行されています。

借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐために、次のように変わりました

- ① **貸金業者からの借入残高が、年収の3分の1を超えている場合、新規の借入れができません。**
 - 貸金業者からの、**個人の借入れ**に適用されます。
 - 貸金業者とは、たとえば、消費者金融、クレジットカード会社を指します
 - 銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫等からの借入れについてはこの制限はありません
 - クレジットカードによる商品の購入（ショッピング枠）は貸金業法の対象外
 - 法人名義での借入れは対象外
 - 個人事業者は、事業・収支・資金計画の提出により、総量規制の基準を超える借入れが可能
- ② **借入れの際には、基本的に年収を証明する書類が必要です。年収を証明する書類がないと、借りられなくなることがあります。**
 - 専業主婦（主夫）の方は、配偶者の年収を証明する書類、配偶者の同意書、配偶者との婚姻関係を証明する市町村の証明書（住民票等）などが必要です。
- ③ **借入れの上限金利が、借入金額に応じて15%～20%となります。**
 - 今までの出資法の上限金利（29.2%）を引下げ、**利息制限法の水準**（借入金額に応じて15%～20%）が上限金利となりました。

ヤミ金融（無登録業者）からの借入れは絶対にしてはいけません！

●借入れや返済のお悩みはお早めにご相談ください。●

九州財務局鹿児島財務事務所多重債務相談窓口 099-227-5279
西之表市消費生活相談所（広報市民相談室） 0997-22-1111

簡単に儲かる話はありません。「保証人紹介ビジネス」「携帯電話契約の名義貸し」「ドロップシッピング」などの「儲け話」にご注意ください。

訪問販売にお気をつけください！
はっきり言おう「いりません！」「お断りします！」

アドバイス

- 悪質な業者は言葉巧みに近づいてきて、その場で契約を迫ります。
- 被害にあうと大切な財産を失うこととなります。
- 契約や商品の購入はその場で判断してはいけません。
- 家族や友人に相談してから決めましょう。
- 一人暮らしの高齢者は特に注意が必要です。
- 必要ないと思ったら、はっきり断りましょう。



あきらめないで！

「もうお金を払ってしまった！」「工事をしてしまった！」「商品が届いてしまった！」
こんな時もあきらめないで、西之表市消費生活相談所にご相談ください！

- ★訪問販売の場合、正式な契約書面を受け取った日から8日間は契約を解除することができます。
- ★商品の売り方や契約書に不備がある場合等は、8日間は過ぎていても契約を解除することができる場合があります。「しまった！」「困ったな」と思ったら、あきらめないで、早めにご相談ください。

私が消費生活相談をお受けします。
一人で悩まないで、ご相談ください

西之表市消費生活相談所 消費生活相談員 おおの むつみ 大野 睦美です。

平成22年4月から市民生活課広報市民相談室で
消費生活相談員として勤務しています。
訪問販売などで高額な商品を買ってしまった！どうしよう…
など困ったときは、一人で悩まずご相談ください。
私が解決のお手伝いをします。



■西之表市消費生活相談所 0997-22-1111 (内線306)

ご注意ください！

過去に未公開株を購入した人に、国民生活センターを名乗る電話があったという情報が複数寄せられています。国民生活センターから、被害の救済や調査のために電話をすることはありません。このような電話が来たら消費生活相談所にご連絡ください。

消費者庁 重大事故情報
自転車による重大事故が多数報告されています。

★自転車を使用中に転倒し、重症を負うなど重大製品事故が発生しています。

平成21年9月1日から平成22年5月31日までの間に、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故として、35件の報告がありました。

★自転車の使用に際しては、特に以下の点にご注意ください。

- ①自転車を購入する際は、JISマーク、SGマーク、TSマーク、BAA・SBAAマーク等を参考に専門技術者に相談するなどして、自分の体格や用途にあったものを選び、調整してもらう。
 - ②自転車を使用する前に、取扱説明書をよく読む。
 - ③乗車する前に、以下の点検をしてから乗る。
 - タイヤの空気圧が適正であるか、ブレーキは正常か
 - フレームに亀裂や赤さびが発生していないか
 - ハンドルやペダルのがたつきがないか
 - チェーンにたるみがないか
 - 幼児用座席の足載せにぐらつきがないか
- ★購入後も定期的に販売店等による点検、整備を受け、不具合と思う都度点検を受けましょう。



かしたんぼりこうほう
ご存知ですか？「住宅瑕疵担保履行法」
住宅エコポイントの導入などで、住宅の取得やリフォームへの関心が高まっています。

安心して住宅を購入できるよう、知っておきたい法律・相談窓口をご紹介します。

新築住宅を供給する事業者は

- 新築住宅を供給する事業者は新築住宅に欠陥があった場合には、補修をしたり、損害を賠償する責任があります。住宅のなかでも特に重要な部分である構造耐力上主要な部分、雨水の浸入を防止する部分の瑕疵（欠陥）に対する10年間の瑕疵担保責任を負っています。
- 確実に補修等を行うために、事業者は保険への加入や供託金を納めるなどして、補修等の資力を確保する義務があります。

住宅を新築、購入される方へ

- 住宅の建設業者や販売業者が、瑕疵担保責任履行のための資力確保措置として、保険や供託の措置を取っているか、きちんと説明を受けましょう。

住宅に関するご相談は

- 財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
住まいるダイヤル 0570-016-100 (ナビダイヤル)
(PHSや一部のIP電話をご利用の方は、03-3556-5147をご利用ください)
- 県住宅・建築総合センター 099-224-4539